

日火連短信

令和 2 年 1 2 月 2 8 日 第 157 号

〒106-0041
東京都港区麻布台 2-3-22 一乗寺ビル 3F
一般社団法人 日本火薬銃砲商組合連合会
専務理事 大岩 伸夫
TEL 03-5549-9041
FAX 03-5549-9042
URL <http://www.nikkaren.jp/>
E-mail : nikkaren-n.ooiwa@nikkaren.jp
info@nikkaren.jp

警察庁生活安全局保安課より、令和 2 年 1 2 月 2 8 (月) から令和 3 年 1 月 2 6 日 (火) ま
で、「指定射撃場の指定に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」に対する意見募集
(パブリックコメント) を行う旨の連絡がありました。

添付の資料を参照の上、意見がございましたら次の URL から意見提出をお願いします。

ただし、あまりパブリックコメントの件数が多いとその後の進捗に影響しますので、日火連
として意見をまとめて提出してほしいとの要望がありましたら、1 月 1 5 日 (金) までに E メ
ールあるいは FAX でお知らせ願います。

《パブリックコメント提出窓口》

[https://public-comment.e-m-j
gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=120200015&Mode=0](https://public-comment.e-m-j.gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=120200015&Mode=0)

なお、改正の概要は次の通りです。

- (1) ライフル射撃場において射撃することができる銃砲の種類追加 (第 2 条第 2 号関係)
ライフル射撃場において射撃することができる銃砲の種類に空気銃を追加することとす
る。
- (2) 空気銃射撃場における管理方法の基準の見直し (第 9 条第 3 号関係)
空気銃射撃場にあっては、必要以上に高い圧力による射撃をさせないこととする。
- (3) 申請書等の提出通数の削減 (第 1 0 条及び第 1 3 条関係)
指定射撃場の指定申請書及び記載事項変更届について、提出通数を 2 通から 1 通に削減
することとする。

会員各位への周知をお願い致します。

以上